

## 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第7期）について

## 1 計画策定の趣旨

県では、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）に基づき湖沼の水質の保全を図るため、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めている。

第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（平成25年3月策定。以下「計画」という。）の計画期間が令和3年度で終了したことから、令和4年度を始期とする第7期計画を策定するもの。

## 2 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

## 3 これまでの経緯

令和3年11月11日	環境審議会 諮問
令和4年 1月12日	水質専門委員会議① ○第6期計画 現況評価 ○第7期計画 骨子案審議
令和4年 5月25日	水質専門委員会議② ○第7期計画素案 等
令和4年 7月25日	水質専門委員会議③ ○第6期計画 評価結果 ○第7期計画中間案 等
同 日	環境審議会 中間報告
令和4年 8月 9日から	パブリックコメント手続
令和4年 9月 8日まで	
令和4年 8月19日	県議会常任委員会（中間案報告）
令和4年10月25日	水質専門委員会議④ ○第7期計画最終案 等
令和4年12月21日	環境審議会 答申 ○第7期計画案

## 4 今後のスケジュール

事 項	日 程
関係町長 意見照会（湖沼法第4条第5項）	12月下旬
河川管理者(国土交通大臣)協議（湖沼法第4条第5項）	令和5年1月
環境大臣 協議（湖沼法第4条第5項）	2月
第7期計画 策定（湖沼法第4条第7項）	3月